

○燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱

令和6年7月1日

告示第293号

(趣旨)

第1条 この告示は、燕市内における再生可能エネルギーの利用及び省エネルギー化を促進するため、中小企業者等が地域の脱炭素化のために導入する太陽光発電設備等の経費に対し、予算の範囲内において燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽電池モジュール又は太陽電池アレイ、パワーコンディショナーその他これらに付随する設備で構成される設備をいう。
- (2) 蓄電池システム 電気の需給の状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることができ、及び停電の場合において電気を供給することができる蓄電池を用いたシステムをいう。
- (3) 高効率空調機器 エネルギー消費性能等(エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和54年法律第49号)第149条第1項に規定するエネルギー消費性能等をいう。次号において同じ。)が優れている空調設備をいう。
- (4) 高効率照明機器 エネルギー消費性能等が優れている照明設備をいう。
- (5) 太陽光発電設備等 一定の要件に適合する太陽光発電システム、蓄電池システム、高効率空調機器又は高効率照明機器をいう。
- (6) 処分制限期間 減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第1から別表第8までに定める耐用年数のことをいう。
- (7) 中小企業者等 本市に本店、支店、工場、営業所その他これらに準ず

るものを有する者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 中小企業者(中小企業法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれかに該当するものをいう。)

イ 医療法人(医療法(昭和23年法律第205号)第39条第1項の規定により法人とされるものをいう。)

ウ 社会福祉法人(社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人をいう。)

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が適当と認めるもの

(8) 国実施要綱 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要綱(令和4年3月30日環政計発第2203303号)をいう。

(補助対象設備)

第3条 補助金の対象となる設備(以下「補助対象設備」という。)は、別表第1に掲げる補助要件を満たす太陽光発電設備等とする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、別表第2の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる内容を満たすものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第3の左欄の設備区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表第4に掲げるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は、補助対象経費から除く。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書

- (2) 収支計画書
 - (3) 誓約書
 - (4) 太陽光発電設備等の設置に要する費用の内訳が明記されている見積書の写し
 - (5) 太陽光発電設備等の形状、規格等の仕様を説明する書類
 - (6) 太陽光発電設備等を設置する場所の図面及び現況を示す写真
 - (7) 市税の滞納がないことを証する書類
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)又は燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更)

第9条 前条の交付決定の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、第7条第1号の事業計画書に記載された内容を変更し、又は中止しようとするときは、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金補助事業変更等承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(変更承認通知)

第10条 市長は、前条の変更承認申請があったときは、速やかにその内容を審査し、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金補助事業変更等承認通知書(様式第5号)又は燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助事業変更不承認通知書(様式第6号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該交付決定に係る太陽光発電設備等の設置が完了したときは、その日から起算して30日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を

添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 交付決定を受けて設置した太陽光発電設備等の設置に係る領収書の写し
- (4) 補助対象設備の設置の現況を示す写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認められたときは、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付確定通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付及び請求)

第13条 補助金は前条の規定による補助金の額の確定後に交付するものとする。

2 補助事業者は、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付請求書(様式第9号)により市長に補助金を請求するものとする。

(利用状況の報告)

第14条 太陽光発電システムについて補助金の交付を受けた者は、補助対象事業の完了日の属する年度及び翌年度の事業実施結果について、各年の4月30日までに、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金利用状況報告書(様式第10号)により、過去1年間(初年度は補助対象事業の完了した日から3月末日までの期間)の二酸化炭素削減効果等について、市長に報告しなければならない。

(管理及び処分の制限)

第15条 補助事業者は、補助対象設備を、第2条第6号に規定する処分制限期間が満了する日(以下「処分制限期間満了日」)まで、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 補助事業者は、処分制限期間満了日まで、補助対象設備を補助金の交付の

目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

3 補助事業者は前項の承認を受けようとするときは、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金財産処分等承認申請書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金財産処分等承認通知書(様式第12号)により、補助事業者に通知するものとする。

(契約解除の制限)

第16条 補助事業者は、ファイナンスリース又はオンサイトPPAに係る契約を解除しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは理由を記載した契約解除承認申請書(様式第13号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、これを審査し、相当と認めるときは、契約解除承認通知書(様式第14号)により補助事業者に通知するものとする。

4 市長は、前項の規定により通知するときは、当該通知をした補助事業者に対し、必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずるものとする。

(交付決定の取消し等)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金返還請求書(様式第15号)により、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この告示の規定又は交付決定に付した条件に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により交付決定を受けたとき。

(3) 補助対象設備について、J-クレジット制度(温室効果ガスの排出の削

減量又は吸収量を取引することができるものとして国が認証する制度をいう。)への登録をしたとき。

(4) 補助対象設備について、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づくFIT制度(太陽光、風力その他非化石エネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができるものと認められるもの(以下「再生可能エネルギー源」という。))を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定の期間、電気事業者(同法第2条第4項に規定する電気事業者をいう。以下同じ。)が買い取ることを義務付ける制度をいう。)又はFIP制度(再生可能エネルギー源を用いて発電された電気について、当該電気を発電した者が売買した際に、市場価格に補助額を上乗せした金額を得ることができる制度をいう。)の認定を受けたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付が不相当と認められる事由があるとき。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和7年5月19日告示第264号)

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

補助対象設備(太陽光発電設備等)	補助要件
太陽光発電システム	次に掲げる要件をすべて満たすものとする。 (1) 国実施要領別紙2の重点対策加速化事業ア(ア)太陽光発電設備(自家消費型)に定める交付要件を満たすこと。 (2) 太陽光発電システムの発電電力量等の計測器が

	<p>設置されること。</p> <p>(3) 燕市内の需要家自らが事業を営み、かつ、所有権を有する建物の屋根又は敷地に設置されるものであること。</p> <p>(4) 他の国・県の補助制度等を利用していないこと。</p>
蓄電池システム	<p>太陽光発電システムの付帯設備として蓄電池システムを設置する事業で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 国実施要領別紙2の重点対策加速化事業ア(イ)蓄電池に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>(2) 次の価格基準内の蓄電池となるように努めること。</p> <p>蓄電容量20kwh以上の蓄電池システムの場合、11.9万円/kwh(工事費込み・税抜き)以下</p> <p>蓄電容量20kwh未満の蓄電池システムの場合、12.5万円/kwh(工事費込み・税抜き)以下</p> <p>(3) 燕市内に設置されるものであること</p> <p>(4) 他の国・県の補助制度等を利用していないこと。</p>
高効率空調機器	<p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 国実施要領別紙2の重点対策加速化事業ウ(チ)高効率空調機器に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>(2) 燕市内に設置されるものであること。</p> <p>(3) 他の国・県の補助制度等を利用していないこと。</p>
高効率照明機器	<p>次に掲げる要件をすべて満たすものとする。</p> <p>(1) 国実施要領別紙2の重点対策加速化事業ウ(チ)高効率照明機器に定める交付要件を満たすこと。</p> <p>(2) 燕市内に設置されるものであること。</p> <p>(3) 他の国・県の補助制度等を利用していないこと。</p>

別表第2(第4条関係)

i 太陽光発電システム

区分	内容
購入	<p>補助対象者は、次の各号の要件を満たす需要家とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中小企業者等であること。 (2) 市内に事業所等を設置していること。 (3) 燕市SDGs(カーボンニュートラル)実践事業者に登録されていること。 (4) 市税の滞納がないこと。 (5) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。 (6) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。 (7) 前各号に掲げるもののほか、当該補助金の交付が適当でない認められるものでないこと。
ファイナンスリース	<p>補助対象者は、以下の各号の要件を満たすリース事業者とし、需要家(貸借人)については、上記購入の各号の要件を満たすものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 法人その他の団体(市町村及び一部事務組合を除く。)であること。 (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。 (3) 市税の滞納がないこと。 (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続中でないこと。 (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立て中又は再生手続中でないこと。 (6) リース事業者に補助金が交付された場合、補助金相当分が貸借人に対するリース料金から控除されるものであ

	<p>ること。</p> <p>(7) リース事業者は、補助対象事業により導入した太陽光発電システムについて、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること</p> <p>(8) リース事業者は、リース期間が処分制限期間よりも短い場合は、所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保すること</p>
<p>オンサイト PPA</p>	<p>補助対象者は、以下の各号の要件を満たすPPA事業者とし、需要家については上記購入の各号の要件を満たす者とする。</p> <p>(1) 法人その他の団体(市町村及び一部事務組合を除く。)であること。</p> <p>(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。</p> <p>(3) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(4) 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て中又は更生手続中でないこと。</p> <p>(5) 民事再生法に基づく再生手続開始の申立て中又は再生手続中でないこと。</p> <p>(6) PPA事業者は補助金が交付された場合、補助金相当分が需要家に対するサービス料金から控除されるものであること。</p> <p>(7) PPA事業者は、補助事業により導入した太陽光発電システムについて、処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p>

ii 蓄電池システム、高効率空調機器、高効率照明機器

区分	内容
----	----

購入	<p>補助対象者は、次の各号の要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 中小企業者等であること。</p> <p>(2) 市内に事業所等を設置していること。</p> <p>(3) 燕市SDGs(カーボンニュートラル)実践事業者に登録されていること。</p> <p>(4) 市税の滞納がないこと。</p> <p>(5) 燕市暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。</p> <p>(6) 公序良俗に反する事業を行う者でないこと。</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、当該補助金の交付が適当でない認められるものでないこと。</p>
----	--

別表第3(第5条関係)

設備区分	補助金の額
太陽光発電システム	<p>太陽光発電システムの出力1KW当たり5万円を乗じて得た額とする。この場合の出力は、太陽電池モジュール又は太陽電池アレイの日本産業規格等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力合計値のいずれか低い方をいい、小数点以下を切り捨てる。</p>
蓄電池システム	<p>蓄電池システムの価格(円/kWh(工事費込み・税抜き)の1/3以内(1,000円未満の端数は切捨て)とし、次に掲げる区分に応じた額を上限とする。</p> <p>(1) 家庭用(20kwh未満)：14.1万円/kwh</p> <p>(2) 業務用(20kwh以上)：16.0万円/kwh</p> <p>なお、対象経費の算定に用いる蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値とし、小数点第2位以下を切り捨てた値とする。</p>

高効率空調機器	補助対象経費の1/2以内(1,000円未満の端数切捨て)とし、機器設置建物の延べ床面積が250㎡未満の場合、上限額は100万円。延べ床面積が250㎡以上の場合、上限額は200万円とする。
高効率照明機器	補助対象経費の1/2以内(1,000円未満の端数切捨て)とし、機器設置建物の延べ床面積が1,000㎡未満の場合、上限額は100万円。延べ床面積が1,000㎡以上の場合、上限額は200万円とする。

別表第4(第6条関係)

経費の区分	内容
設備費	事業を行うために直接必要な設備又は機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付等に要する経費。
工事費	事業を行うために直接必要な本工事費(材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費)、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費。
業務費	PPA契約やリース契約により実施される場合における、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料。

※すべての経費区分において自己によるものは補助対象経費から除く。

※すべての経費区分において物品契約や下請け契約をする場合は、それらの契約総額から消費税相当額を除外したもの

様式第1号(第7条関係)

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 燕市長

申請者の所在地

申請者の名称

代表者氏名

印

署名による場合は、押印を省略することができます。

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第7条の規定により、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

1 補助対象事業	<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム <input type="checkbox"/> 蓄電池システム <input type="checkbox"/> 高効率空調機器 <input type="checkbox"/> 高効率照明機器
2 補助対象事業費	金 円
3 補助金交付申請額	金 円
4 交付対象者区分	<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> ファイナンスリース <input type="checkbox"/> オンサイトPPA ※リース、PPAは太陽光発電システムに限ります。

<連絡先>※申請者の会社内の者に限る

会社名	
所在地	(〒 -)
部課名	
担当者	フリガナ
電話番号	() -
E-mail	

補助金交付の対象要件を確認するために、燕市が公簿等を確認することの同意
私（申請者）は、補助金交付決定に必要な納税状況や申告状況等について、燕市が公簿
等で確認することに同意します。

所在地

名称

代表者氏名

印

※署名による場合は、押印を省略することができます。

<添付書類確認欄>※交付申請書提出前にチェックを入れてください。

共通申請書類

番号	添付書類	チェック
-	補助金交付申請書（様式第1号）（本申請書）	<input type="checkbox"/>
申請に係る書類		
1	事業計画書（別記様式1号）	<input type="checkbox"/>
2	収支計算書（別記様式第2号）	<input type="checkbox"/>
3	誓約書（別記様式第3号）	<input type="checkbox"/>
4	見積書の写し	<input type="checkbox"/>
5	補助事業により導入する設備の仕様等が分かる書類	<input type="checkbox"/>
6	補助事業により導入する設備の設置予定場所の現況写真等	<input type="checkbox"/>
7	（個人事業主の場合）個人営業証明書	<input type="checkbox"/>
	（法人の場合）法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/>
8	市税の滞納がないことの証明書（燕市が公募等で確認することに同意している場合は省略可）	<input type="checkbox"/>

太陽光発電システム申請書類

需要家に係る書類		
1	事業所等の所有者を示す登記事項証明書（全部事項証明書）	<input type="checkbox"/>
2	単線結線図	<input type="checkbox"/>
3	対象施設の年間消費電力量の根拠資料	<input type="checkbox"/>
4	初年度における年間推定発電量の根拠資料	<input type="checkbox"/>
5	太陽光発電システム補助対象経費等計算書（別記様式第2号別紙1）	<input type="checkbox"/>
ファイナンスリース事業者に係る書類		
1	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/>
2	誓約書（別記様式第3号）	<input type="checkbox"/>

3	市税の滞納がないことの証明書	<input type="checkbox"/>
4	リース料金の算定根拠明細書（別記様式第4号）	<input type="checkbox"/>
5	処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	<input type="checkbox"/>
6	（リース期間が処分制限期間よりも短い場合）所有権移転ファイナンスリース取引又は再リースにより、処分制限期間満了まで継続的に使用することを担保する書類	<input type="checkbox"/> ※1
PPA 事業者に係る書類		
1	法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	<input type="checkbox"/>
2	誓約書（別記様式第3号）	<input type="checkbox"/>
3	市税の滞納がないことの証明書	<input type="checkbox"/>
4	サービス料金の算定根拠明細書（別記様式第5号）	<input type="checkbox"/>
5	処分制限期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類	<input type="checkbox"/>
高効率空調機器申請書類		
1	30%以上の省CO2効果を確認できる書類（計算書、省エネルギー診断の報告書等）	<input type="checkbox"/>
2	入替前の空調機器の型番や性能の確認できる書類（型番等の記載されている製品表示の写真、製品カタログ等）	<input type="checkbox"/>
その他		
1	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> ※1

※1 該当する場合のみ必要です。

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

燕市長

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定します。

記

交付決定額 金 _____ 円

ただし、下記の条件を遵守すること。

- ・事業内容について、市が実施する調査・現地確認等に協力すること。
- ・誓約書の内容を遵守すること。

様式第3号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

燕市長

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった補助金について、交付しないことを決定しましたので、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

- 1 申請事業内容
- 2 不交付理由

様式第4号(第9条関係)

年 月 日

燕市長 様

申請者の所在地
申請者の名称
代表者氏名 印

※署名による場合は、押印を省略することができます。

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号にて補助金の交付決定通知のあった標記事業について、下記のとおり変更したいので燕市補助金交付規則第8条の規定により申請します。

記

1 変更（中止、廃止）の内容

2 変更（中止、廃止）の理由

様式第5号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金補助事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

様式第6号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金補助事業変更等不承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

様式第 7 号 (第 11 条関係)

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金実績報告書

年 月 日

(あて先) 燕市長

申請者の所在地

申請者の名称

代表者氏名

印

※署名による場合は、押印を省略することができます。

標記補助金に係る事業実績について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付決定番号	第 号
2 交付決定日	年 月 日
3 事業完了日	年 月 日

<添付書類確認欄>※実績報告書提出前にチェックを入れてください。

共通提出書類

No.	添付書類	チェック
-	補助金実績報告書 (様式第 7 号) (本報告書)	<input type="checkbox"/>
実績報告に係る添付する書類		
1	事業完了報告書 (別記様式第 6 号)	<input type="checkbox"/>
2	収支決算書 (別記様式第 7 号)	<input type="checkbox"/>
3	補助対象経費の支払いを証する各書類の写し (納品書、請求書、領収書)	<input type="checkbox"/>
4	補助事業に係る工事請負契約書等の写し (請書、発注書、契約書等)	<input type="checkbox"/>
5	補助事業により導入した設備の設置状況と型番が確認できる写真等	<input type="checkbox"/>

太陽光発電システムの実績報告に添付する書類

1	実績額等計算書 (別記様式第 6 号別紙 1)	<input type="checkbox"/>
ファイナンスリースに係る書類		
1	ファイナンスリース契約書の写し	<input type="checkbox"/> (※)
オンサイト PPA に係る書類		
1	オンサイト PPA 契約書の写し	<input type="checkbox"/> (※)

その他

1	その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> (※)
---	----------------	------------------------------

※ 該当する場合のみ必要です。

様式第8号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

燕市長

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった補助金について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 金 _____ 円

- 2 交付確定額 金 _____ 円

様式第9号(第13条関係)

年 月 日

燕 市 長 様

所在地
名称
代表者氏名 印

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付確定のあった補助金について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 補助金交付確定額 金 _____ 円
- 2 補助金請求額 金 _____ 円

振込依頼先

金融機関名						
支店名						
口座番号	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
口座名義	(フリガナ _____)					

様式第 10 号 (第 14 条関係)

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金利用状況報告書

年 月 日

(あて先) 燕市長

申請者の所在地

申請者の名称

代表者氏名

印

※署名による場合は、押印を省略することができます。

標記補助金に係る利用状況について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 14 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 交付確定番号	第 号
2 交付確定日	年 月 日

年度の発電状況

(1) 事業実施前後の設置施設の年間電力使用量及び二酸化炭素排出量

	年間電力消費量	二酸化炭素排出量
事業実施前 (導入前 1 年)	kWh	t-CO2
事業実施後 (導入後 1 年)	kWh	t-CO2

(2) 年間の発電量及び電力自家消費量

① 年間発電量	② 年間発電電力自家消費量	③ 自家消費割合 (②/①×100)
kWh	kWh	%

月別発電量等

	発電量 (kWh)	自家消費電力量 (kWh)
4月		
5月		
6月		
7月		
8月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		
合計		

添付書類

1. 年間電力消費量を確認できる書類
2. 年間太陽光発電電力量を確認することができる書類
3. 年間自家消費発電量を確認することができる書類

※システム等から値を確認した場合は、システム画面の写真など値の確認できる画像を提出してください。

様式第 11 号 (第 15 条関係)

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金財産処分等承認申請書

年 月 日

(あて先) 燕市長

申請者の所在地

申請者の名称

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金により取得した財産について、下記のとおり処分したいので、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 15 条第 3 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 処分等を行う財産

2 処分等の内容

3 処分等の理由

様式第12号(第15条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金財産処分承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の対象設備の処分について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

2 処分等を行う財産

3 承認の条件

- (1) 処分等が完了した場合は、速やかに処分等の完了を証する書類を提出すること
- (2) 処分等の完了後、別途通知する補助金に相当する額を返還すること

様式第 13 号 (第 16 条関係)

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金契約解除承認申請書

年 月 日

(あて先) 燕市長

申請者の所在地

申請者の名称

代表者氏名

印

年 月 日付 第 号で交付の決定の通知がありました標記の補助金に係る事業について、下記の通り契約を解除したいので、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 16 条第 2 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 契約解除の内容

2 契約解除の理由

様式第14号(第16条関係)

第 号
年 月 日

様

燕市長

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金対象事業契約解除承認通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業の対象設備の契約解除について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第16条第3項の規定により、下記のとおり承認したので通知します。

記

1 承認内容

2 契約解除を行う契約

3 承認の条件

(1) 別途通知する補助金に相当する額を返還すること

様式第15号(第17条関係)

第 年 月 日 号

申請者

様

燕市長

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金返還請求書

年 月 日付け 第 号で通知した燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金取消通知書の取り消しをした部分で、既に交付された補助金について、燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金交付要綱第 17 条の規定により、次のとおり返還してください。

記

1. 補助事業の名称

2. 返還額 金 円

3. 返還期限 年 月 日

4. 返還理由

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

燕市長 様

事業計画書

1. 設備区分

<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> 蓄電池システム
<input type="checkbox"/> 高効率空調機器	<input type="checkbox"/> 高効率照明機器

2. 設置場所

事業所名 _____
住所：燕市 _____

3. 設備内容

設備区分	メーカー名・型式等	出力・容量等

※設備区分、型式等が複数ある場合は、製品ごとに設備内容を記載すること。
※太陽光発電設備の場合は、設置するメーカー・型式すべてを記載し、出力・容量等には公称最大出力の合計若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい数値を記載すること。

4. 二酸化炭素排出量削減見込量

更新前二酸化炭素排出量 (t-co2/年)	更新後二酸化炭素排出量 (t-co2/年)
小数点以下第3位を四捨五入	小数点以下第3位を四捨五入

※太陽光発電システムは、別記様式第2号別紙1「補助対象経費計算書」から転記すること。
 ※高効率空調機器は、30%以上の省CO2効果を確認できる書類(任意様式)から転記すること。
 ※高効率照明機器は、更新前後の消費電力及び稼働時間から年間の消費電力量を試算し、排出係数を乗じて排出量を計算し記載すること。

5. 着工予定日等

着工 年 月 日 / 完了 年 月 日

6. 補助対象事業費・補助金申請額

設備区分	補助対象経費	補助金額
	円	a 円
	円	b 円
	円	c 円
	円	d 円

補助金申請額 (a~dの合計)	円(千円未満切捨て)
--------------------	------------

※補助の対象となる経費は、設備の設置に係る設計費、設備費、工事費とする。
 ※補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
 ※補助金額のうち、千円未満の端数は切り捨てとする。

【太陽光発電システム】

5万円/kW×(出力容量の合計若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい数値)とすること。

kW(小数点以下切り捨て) × (5万円) =

【蓄電池システム】

補助対象経費の1/3とすること。

※蓄電池の仕様は4,800Ah・セル以上かつ16万円/kWh(工事費込み・税抜き)未満

補助対象経費 × 1/3 =
蓄電池の価格(工事費込み) _____円 ÷ _____Kwh = _____円/kWh < 16万円/kWh

【高効率空調機器】

補助対象経費の 1/2

※上限額を 100 万円とする。

【高効率照明機器】

補助対象経費の 1/2

※上限額を 100 万円とする。

収支計算書

(1) 収入

区分	予算額	備考
自己資金 (借入金含む)	円	
市補助金	円	燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金
その他補助金	円	
その他	円	
合計	0 円	

※補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※合計の金額は、下記(2)支出の合計の金額と一致すること。

※その他補助金(国及び県を除く)を受ける場合は、備考欄にその名称を記載すること。

(2) 支出

区分	予算額	備考
補助対象経費 (税抜)	設備費	円
	工事費	円
	業務費	円
小計	0 円	
消費税(10%)	円	
合計	0 円	

※補助対象経費に係る支出のみを記載すること。

※既存設備の撤去・処分など既存設備に関する経費は補助対象外であることに注意すること。

※合計の金額は、上記(1)収入の合計と一致すること。

補助対象経費等計算書

1 補助対象経費

太陽光発電システムの発電出力		kW	A
太陽光発電システムの設備費(税抜)		円	B
太陽光発電システムの工事費(税抜)		円	C
太陽光発電システムの業務費(税抜)		円	D
太陽光発電システムの補助対象経費(税抜)		円(B+C+D)	E
太陽光発電システム1kWあたりの補助対象経費		円/kW(E÷A)	F
太陽光発電システムの補助金交付申請額 (発電出力(小数点以下切り捨て)に1kW当たり50千円を乗じて得た額)		円	G

2 補助事業の実施効果

太陽光発電設備の処分制限期間		年	H
年間設備利用率		%	I
商用電力の排出係数		kg-CO2/kWh	J
処分制限期間における累計の発電量		kWh=設備容量×設備利用率×処分制限期間×24時間×365日(A×I×H×24×365)	K
処分制限期間における累計のCO2削減量		t-CO2=累計発電量×商用電力の排出係数(J×K)	L

3 自家消費率

年間想定自家消費電力量		kWh	M
年間想定発電量		kWh=設備容量×設備利用率×24時間×365日(A×I×24×365) 若しくは想定シミュレーションから転記	N
自家消費率		%(M÷N×100)	O

【自家消費率判定】

--

4 発電余剰電力の活用方法(プルダウンでどちらかを選択下さい)

売電を予定		(売電予定先)
発電量を制御する予定		

別記様式第3号（第7条関係）

誓約書

燕市長 様

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金の申請にあたり、次のすべてについて遵守したうえで事業を実施します。

- 1 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等（特に次のすべて）に準拠すること。
 - ア 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行うこと。
 - イ 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。
 - ウ 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
 - エ 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。
 - オ 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。
 - カ 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。
- 2 法定耐用年数を経過するまでの間、温室効果ガスの排出の削減量又は吸収量を取引することができるものとして国が認証する制度（J-クレジット制度）に登録しないこと。
- 3 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度又はFIP制度の認定を取得しないこと。

年 月 日

所在地

名称

代表者氏名

印

別記様式第4号(第7条関係)

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金 リース料金の算定根拠明細書

年 月 日

<リース事業者>

所在地
名称
代表者氏名 印

<需要家>

所在地
名称
代表者氏名 印

※署名による場合は、押印を省略することができます。

ファイナンスリース契約予定期間： 年 ヶ月

項目	通常料金 (円)	市補助金適用料金 (円)	備考
①工事価格 (税抜)		/	
②消費税 ((①×0.1)			
③小計 (①+②)			
④経費			金利等を記載
⑤補助金			
⑥合計 (③+④-⑤)			
⑦貸与料金月額			

別記様式第5号(第7条関係)

燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金 サービス料金の算定根拠明細書

年 月 日

< P P A事業者 >

所在地
名称
代表者氏名 印

< 需要家 >

所在地
名称
代表者氏名 印

※署名による場合は、押印を省略することができます。

オンサイト PPA 契約予定期間： 年 ヶ月

項目	通常料金 (円)	市補助金適用料金 (円)	備考
① 工事価格 (税抜)		/	
② 消費税 ((①×0.1))			
③ 小計 (①+②)			
④ 経費			
⑤ 補助金			
⑥ 合計 (③+④-⑤)			

項目	通常料金	市補助金適用料金	備考
⑦ 想定自家消費電力量 (kWh)			
⑧ サービス料金単価 (円/kWh)			

別記様式第6号（第11条関係）

年 月 日

燕市長 様

事業完了報告書

1. 設備区分

<input type="checkbox"/> 太陽光発電システム	<input type="checkbox"/> 蓄電池システム
<input type="checkbox"/> 高効率空調機器	<input type="checkbox"/> 高効率照明機器

2. 設置場所

事業所名 _____
住所：燕市 _____

3. 設備内容

設備区分	メーカー名・型式等	出力・容量等

※設備区分、型式等が複数ある場合は、製品ごとに設備内容を記載すること。

※太陽光発電設備の場合は、設置するメーカー・型式すべてを記載し、出力・容量等には公称最大出力の合計若しくはパワーコンディショナーの定格出力の合計値の小さい数値を記載すること。

4. 設置完了日等

着工 年 月 日 / 完了 年 月 日

4. 二酸化炭素排出量削減見込量

更新前二酸化炭素排出量 (t-co2/年)	更新後二酸化炭素排出量 (t-co2/年)
小数点以下第3位を四捨五入	小数点以下第3位を四捨五入

※太陽光発電システムは、別記様式第6号別紙1「実績額等計算書」から転記すること。
 ※高効率空調機器は、30%以上の省CO2効果を確認できる書類(任意様式)から転記すること。
 ※高効率照明機器は、更新前後の消費電力及び稼働時間から年間の消費電力量を試算し、排出係数を乗じて排出量を計算し記載すること。

5. 補助対象事業費・補助金申請額

設備区分	補助対象経費		補助金額
	円	a	円
	円	b	円
	円	c	円
	円	d	円

補助金額 (a～dの合計)	円(千円未満切捨て)
------------------	------------

※各補助対象設備の補助対象経費は、別紙「収支決算書」と一致すること。
 ※補助の対象となる経費は、設備の設置に係る設計費、設備費、工事費とする。
 ※補助対象経費は、消費税等仕入控除税額を減額した額とすること。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

様式第6号別紙1

実績額等計算書

1 補助対象経費

太陽光発電システムの発電出力		kW	A
太陽光発電システムの設備費(税抜)		円	B
太陽光発電システムの工事費(税抜)		円	C
太陽光発電システムの業務費(税抜)		円	D
太陽光発電システムの補助対象経費(税抜)		円(B+C+D)	E
太陽光発電システム1kWあたりの補助対象経費		円/kW(E÷A)	F
太陽光発電システムの補助金交付申請額 (発電出力(小数点以下切り捨て)に1kW当たり50千円を乗じて得た額)		円	G

2 補助事業の実施効果

太陽光発電設備の処分制限期間		年	H
年間設備利用率		%	I
商用電力の排出係数		kg-CO2/kWh	J
処分制限期間における累計の発電量		kWh=設備容量×設備利用率×処分制限期間×24時間×365日(A×I×H×24×365)	K
処分制限期間における累計のCO2削減量		t-CO2=累計発電量×商用電力の排出係数(J×K)	L

3 自家消費率

年間想定自家消費電力量		kWh	M
年間想定発電量		kWh=設備容量×設備利用率×24時間×365日(A×I×24×365)	N
自家消費率		%(M÷N×100)	O

【自家消費率判定】

4 発電余剰電力の活用方法(プルダウンでどちらかを選択下さい)

売電		(売電先)
発電量を制御		

収支決算書

(1) 収入

区分	決算額	備考
自己資金(借入金含む)	円	
市補助金	円	燕市地域脱炭素移行・再エネ推進事業補助金
その他補助金	円	
その他	円	
合計	円	

※補助対象経費に係る収入のみを記載すること。

※合計の金額は、下記(2)支出の合計の金額と一致すること。

※その他補助金(国及び県を除く)を受ける場合は、備考欄にその名称を記載すること。

(2) 支出

費目	決算額	備考
補助対象経費 (税抜)	設備費	円
	工事費	円
	業務費	円
小計	円	
消費税	円	
合計	円	

※補助対象経費に係る支出のみを記載すること。

※合計の金額は、上記(1)収入の合計と一致すること。

様式第1号(第7条関係)
様式第2号(第8条関係)
様式第3号(第8条関係)
様式第4号(第9条関係)
様式第5号(第10条関係)
様式第6号(第10条関係)
様式第7号(第11条関係)
様式第8号(第12条関係)
様式第9号(第13条関係)
様式第10号(第14条関係)
様式第11号(第15条関係)
様式第12号(第15条関係)
様式第13号(第16条関係)
様式第14号(第16条関係)
様式第15号(第17条関係)
別記様式第1号(第7条関係)
別記様式第2号(第7条関係)
別記様式第3号(第7条関係)
別記様式第4号(第7条関係)
別記様式第5号(第7条関係)
別記様式第6号(第11条関係)
別紙様式第7号(第11条関係)